別表第２（第６条関係）

旧簡易ガス事業に係る部門別収支配賦方法

１　旧簡易ガス事業に係る収益及び費用のうち、一般需要部門、指定旧供給地点需要部門又はその他部門の収益及び費用として特定できるものは、それぞれの部門に直接配賦すること。

２　旧簡易ガス事業に係る収益及び費用のうち、一般需要部門、指定旧供給地点需要部門又はその他部門の収益及び費用として特定できないものであって、以下に掲げるものについては、次の基準によって配賦すること。

原料費　年間ガス販売量比

加熱燃料費　年間ガス販売量比

労務費　延調定地点数比

修繕費　年間ガス販売量比

委託作業費　延調定地点数比

租税課金　年間ガス販売量比

雑費　延調定地点数比

減価償却費

導管に係るもの　延メーター通過量比

それ以外のもの　ピーク月販売量比

注　ガス事業会計規則附則別表第１注１の規定により２以上の供給地点群に係る収益及び費用を一括して整理した場合は、１及び２の方法によらないことができる。この場合においては、一括して整理した旨を記載すること。